

様式第11号

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

令和 8 年 4 月 24 日

鳥栖市議会議長 松隈 清之 様

会派名 日本共産党議員団

代表者 成富 牧男



鳥栖市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項の規定により、
平成 7 年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

1 収入

項 目	金 額	備 考
政務活動費 (A)	120,000 円	
利息 (B)	0 円	
会費	0 円	
	円	
	円	
計	120,000 円	

2 支出

項 目	金 額	備 考
研究研修費	0 円	
調査旅費	0 円	
要請・陳情活動費	0 円	
資料作成費	0 円	
資料購入費	4,400 円	
広報費	80,500 円	
広聴費	0 円	
人件費	0 円	
その他の経費	10,920 円	
計 (C)	95,820 円	

3 残額(政務活動費実質残高) C-(A+B)

-24,180 円

4 支出の内訳

(単位：円)

支出決定年月日			項目	内容	支出金額	支出番号
7年	12月	2日	資料購入費	雑誌「住民と自治」	4,400	1
7年	12月	19日	その他の経費	通信費	8,940	2
7年	12月	19日	その他の経費	リース料	1,980	3
8年	1月	10日	広報費	議会報告印刷代	42,000	4
8年	2月	10日	広報費	議会報告配布代	12,500	5
8年	2月	10日	広報費	議会報告配布代	2,500	6
8年	2月	10日	広報費	議会報告配布代	2,500	7
8年	2月	10日	広報費	議会報告配布代	5,000	8
8年	2月	10日	広報費	議会報告配布代	6,000	9
8年	2月	10日	広報費	議会報告配布代	10,000	10
					95,820	
年	月	日	0			

様式第 1 号

No. 1

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	資料購入費	令和 7 年度
支出決定日	令和 7 年 12 月 2 日	
支 出 金 額	4,400 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	雑誌「住民と自治」 R7年12月～R8年3月 全国の自治体のそれぞれの問題点や先進的な施 策を学ぶため	
支出の相手	福岡県自治体問題研究所	
支出年月日	令和 8 年 2 月 17 日	
備 考		

日本共産党福岡県 領 収 証

鳥栖市議
成高敏男 様

No. _____

R8 年 2 月 17 日

★ 48,800-

但 作に自給、産、福岡県(自給)

上記正に領収いたしました 4095(2015.12-2016.3)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-19-3-508

公益社団法人福岡県自治体問題研究所

事務局長 宮下和裕

TEL&FAX 092-472-4670

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	その他の経費	令和 7 年度
支出決定日	令和 7年 12月 19日	
支 出 金 額	8,940 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	タブレット 通信費 1/2負担分 R 7年12 月～R 8年3月まで	
支出の相手	鳥栖市議会事務局	
支出年月日	令和 8年 1月 16日	
備 考		

領 収 証

令和 8 年 1 月 16 日

日本共産党議員団 様

8, 9 4 0 円

(ただし、令和 7 年度タブレット通信費 1/2 負担分

12 月から 3 月分として)

上記のとおり正に領収いたしました。

鳥栖市議会事務局長 江下 剛



様式第1号

No. 3

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	その他の経費	令和 7 年度
支出決定日	令和 7年 12月 19日	
支 出 金 額	1,980 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	コピー機リース料 R 7年12月～R8年3月まで	
支出の相手	鳥栖市議会事務局	
支出年月日	令和 8年 1月 16日	
備 考		

領 収 証

令和 8 年 1 月 16 日

日本共産党議員団 様

1, 9 8 0 円

(ただし、令和7年度コピー機リース料

12月～3月として)

上記のとおり正に領収いたしました。

鳥栖市議会事務局長 江下 剛



様式第 1 号

No. 4

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8 年 1 月 26 日	
支 出 金 額	42,000 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	12月議会議会報告印刷代 7,000枚×6円＝ 42,000円	
支出の相手	日本共産党鳥栖市委員会	
支出年月日	令和 8 年 1 月 26 日	
備 考		

領 収 証

No. _____

日本共産党 議員団 様

R8 年 1 月 26 日

★ ￥42,000 —

但 12月議会報告印刷代 7000枚×6円

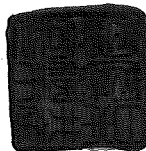
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

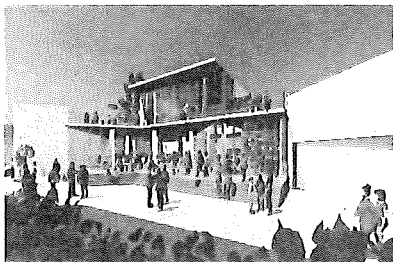
日本共産党 鳥栖市委員会
委員長 山崎 達也
佐賀県鳥栖市本町2丁目7-3
TEL・FAX 0942-83-7131



12 月議会

補正予算は、9 億 1215.4 万円

補正後 370 億 7780.7 万円



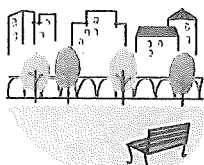
【新たな鳥栖まちづくり推進センター（イメージ）】



【地域交流推進事業】

▼ 鳥栖市まち・ひと・しごと創成推進基金条例

企業版ふるさと納税用の基金である「鳥栖市まち・ひと・しごと創成推進基金」を設置し、8000 万円を積み立てる。

▼ 鳥栖まちづくり推進センター整備事業
74,300 千円

あらたなセンターの整備事業にあたり、本体実施設計及び敷地周辺整備敷地設計を行う。

- R6～7 基本設計、分館解体設計
- R7～8 実施設計、敷地周辺整備設計
- R8 分館解体工事
- R8～9 造成工事
- R9～10 新築工事

▼ 地域交流推進事業 7,425 千円

2026 年 2 月から 6 月にかけて開催される特別大会においても、冠スポンサー協賛及びグループシートの支援を行う。

▼ サガン鳥栖 U-15 活動環境整備支援事業

6,000 千円

サガン鳥栖 U-15 に対して活動環境整備支援を行う

▼ スタジアム周辺防災照明灯設置等事業

67,700 千円

スタジアム周辺等の防災照明灯の設置を行う。また老朽化が進んでいる周辺の既設街灯の LED 化を行う

▼ 急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の一部改正

住民が事業に取り組みやすい環境整備として分担金の額の軽減を測る。

12 月議会は 4 日から 22 日までの 18 日間開かれた。一般質問は 12 月 11 日から 15 日までの 3 日間で、16 議員が通告をした。補正予算は 9 億 1215.4 万円で、前年度比 3.2% の増。予算の主なものは、鳥栖まちづくり推進センター整備事業など。

議会報告

2025 年 12 月
議会報告

2026.1.26

日本共産党
鳥栖市議団
鳥栖市本町二丁目
FAX 8803・873153
電話 8803・873153

生活相談は

成富牧男

市会議員

日本国国章
損壊罪意見書

「国際的に不均衡な状況」に根拠なし

「日本は「国際的にも稀有な「不均衡」な状況にある」というならその根拠を「早期制定を求める理由は」「鳥栖市で国旗を侮辱するような行為があったのか」との質問に提案者の参政党議員は論拠を示すことはできませんでした。

表現の自由侵害の恐れ

日本国国章損壊罪の制定は「憲法が保障する表現の自由を侵害する恐れが極めて強い」「国旗がすべての人々に同じ意味を持つわけではなく、刑罰でこれを保護するのは危険」などの反対討論に対し、賛成討論は、なし。採決の結果、共産党、公明党、鳥栖市民ねっと、彩りの会などは反対しましたが、賛成 13、反対 8 で可決されました。

「不均衡是正」は的外れ

外国の国旗は守られているのに、自国の国旗が守られないのはおかしい。日本の国旗についても、同等の刑罰を科すべきと考えは、「外交関係の保護」目的の外国国章損壊罪と自国の国旗を守るための損壊罪の立法目的をこっちゃにしたものであり、不均衡というのは、的外れといわなければなりません。

「日本国国章損壊罪の
早期制定を求める意見書案」可決

共産党、鳥栖市民ねっと、彩りの会、公明党などは反対

参政党、自民クラブ提案の「日本国国章損壊罪の早期制定を求める意見書」が、賛成多数で可決されました。

しか存在しないのは国際的に稀有な不均衡状態といつて差し支えない。

賛成 13 名

重松忠、古賀秀樹、山下剛美、上村典子、下田辰也、古賀克則、緒方俊之、中川原豊志、藤田昌隆、伊藤克也、西依義規、田村弘子、中山龍一

反対 8 名

成富牧男、中村直人、野下泰弘、和田晴美、牧瀬昭子、永江ゆき、飛松妙子、池田利幸

国連加盟国は 193 か国にたいし、「わかる範囲で」「調べる限り」の調査数は OECD 加盟国（38 か国）。これだけの調査でどうして「国際的に稀有な不均衡な状態」にあると断定できるのでしょうか。
*OECD（経済開発協力機構）ー日本を含む 38 か国が加盟

意見書案は、参政党議員と自民クラブが提出。現行の刑法には「外国国章損壊罪」があるだけで、日本国旗を対象にしたものはない。これは国際的にも不均衡だとして、刑法を改正し「日本国国章損壊罪」を制定するよう求めた内容です。

成富議員「日本は国際的にも稀有な『不均衡』な状況にある」というが、稀有な状況について、国名や数字も挙げながら、具体的に説明を。

提案者（重松議員）我々もすべての国家の法律をすべて調査したわけではございませんので、分ける範囲でお答えします。・・・調べる限り日本とデンマーク

成富議員 意見書案の文中には、「法整備にあたっては表現の自由を十分配慮し、不当な制限とならないよう」とある。これは具体的にどのようなことを想定しているのか。
提案者（重松議員）表現の自由の質問の部分は、案文調整の時に追加してほしいという他会派の要望にお応えしたものであり、具体的な想定をしているわけではありませんが、・・・
質問にたいする答えはなく、「他会派の要望にお応えしたもので・・・」。
提案者（重松議員）は内容も吟味せず、言われたままを付け加えたことを正直に答えました。

急傾斜地 崩壊工事

分担金 4 割軽減へ

制度活用にはさらなる見直しが必要

県事業では、神崎市、みやき町は鳥栖市に比べ負担割合が低い。全国的には大阪府や福岡県のように分担金徴収条例がないところや、あっても佐世保市のように上限が1戸当たり10万円のところもある。

これは法律が「ことができる」としているためであり、鳥栖市としても「住民が事業に取り組みやすい環境整備」のためにはさらなる額の軽減、そして条例の廃止（＝負担ゼロ）が求められる。

分担金負担割合（県事業：急傾斜地崩壊対策事業、市事業：急傾斜地崩壊防止事業）

佐賀県	鳥栖市	県事業：国 40% 県 40% 市 10% 受益者 10% 市事業：県 50% 市 25% 受益者 25%
	佐賀市	県事業：国 40% 県 40% 市 10% 受益者 10% 市事業：県 50% 市 37.5% 受益者 12.5%
	唐津市	県事業：国 40% 県 40% 市 10% 受益者 10% 市事業：県 50% 市 25% 受益者 25%
	神崎市	県事業：国 40% 県 40% 市 15% 受益者 5% 市事業：県 50% 市 25% 受益者 25%
	みやき町	県事業：国 40% 県 40% 市 15% 受益者 5% 市事業：県 50% 市 25% 受益者 25%
	基山町	県事業：国 40% 県 40% 市 10% 受益者 10% 市事業：県 50% 市 25% 受益者 25%
福岡県		県事業：国 40% 県 40% 市 20% 受益者 0%



成富議員は、関係住民の負担軽減を目的に提案された急傾斜地崩壊防止工事に係る分担金徴収条例の改正の目的、内容等について質問しました。

どれくらい軽減されるのか
成富議員 改正することで、分担金の額がどれくらい軽減されるのか。神辺町グリーンタウンの例を引いて具体的に教えてください。

維持管理課長 改正案での分担金の額は、事業費に一定割合を乗じて得た額と当該工事の受益者にかかる人家の戸数に200万円を乗じて得た額を比較し、いずれか低い額を分担金の額とするものです。

議員ご質問の、神辺町グリーンタウンにつきましては、令和6年10月17日に地元の説明会を開催し、県事業で概算事業費が3億円、分担金の額が10パーセントで3000万円などの説明を行っており、受益者にかかる人家が9戸維持管理課長

①上限額200万円の根拠は、過去に市内で行われた対策工事の際、受益者にご負担いただいた分担金額を参考に決定しています。

②対象5世帯のうち3世帯のみ話が整った場合については、

の当該地区では、現行条例での分担金は、「事業費3億円の10パーセントで3,000万円」であるものが、改正案では「200万円かける9戸で1,800万円」となり、4割減額されることとなります。

成富議員 以下2点について尋ねる
①上限200万円の根拠は
②対象になるべき世帯数は5世帯なのに話が整わず、3世帯になったとしても1戸当たりの上限200万円は変わらないのか。

この補助金は、分担金徴収条例を設け、関係者の方から分担金を徴収しなくても活用できます。

＊根拠法「地方自治法第224条」「分担金」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第23条」「受益者負担金」その者に、工事に要する費用の一部を負担させることができる」となっている。

栖の宿指定 管理者の指定

共産党は指定継続に反対

制度理解など適格性に疑義

●指定管理者制度とは

市の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的に、平成15年9月、地方自治法の一部改正が施行され、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入された。指定期間は全国的には3～5年が多数。

根拠法（地方自治法244条の2第3項）

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）を行わせることができる。

現在、鳥栖市が指定管理者制度を導入している施設は、12月定例会で可決・指定された栖の宿、社会福祉会館の2施設。

<参考> 「公の施設」とは

（地方自治法244条1項）・・・住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）

*効果的に達成するため必要があると認めるとき」ということは、効果的に達成する見込みがなければ、直営に戻すことも選択できるということ。

・できることは条例の範囲

指定管理者は、条例に書かれていない罰則（罰金・過料・利用停止の新設）などを、独自に決めること、市民の権利や自由を制限するようなルールを条例の根拠なしに設けることはできません。できるのは、条例で認められた範囲のルール運用だけです。



「発覚した場合、罰金一人3000円を徴収します。・・・発見された方はスタッフまでお知らせください」の文字が見えます。

これは軽微なミスではなく、法的権限を誤認した運営であり、指定管理者制度の逸脱です。（株）篠原建設に公の施設の管理運営を預かる資格はありません。

なぜ反対したのか

これは成富議員が、見つけた栖の宿にあった張り紙の内容ですが、これが堂々と12月定例会の開催中も張り出されていました。しかもそれは以前、別の場所に張り出されていたものと同じ内容のもので、成富議員から連絡を受けた担当課が撤去を命じたもので、表現の言い過ぎとかではなく、法的権限を誤認した運営であり、指定管理者制度を逸脱しているからです。担当課からその掲示物

の撤去を指示されても、無視して従わないなど悪質でとても指定管理者としての資格があるとは思えないからです。

権限もなしに勝手に罰則

罰金3000円は明確に違法。栖の宿は鳥栖市の公の施設であり、そのため罰金・過料を設ける事が出来るはずは、鳥栖市条例のみです。指定管理者は、罰則を作る権限はありません。罰金に法的根拠はなく徴収することできません。もし徴収したら、そのお金はどうするつもりだったのでしょうか。

12月定例会に2つの指定管理者の指定に係る議案が提案されましたが、成富議員は現在の栖の宿の指定管理者である（株）篠原建設を引き続き指定することに反対しました。成富議員はなぜ反対したのか。指定管理者制度とは。

様式第 1 号

No. 5

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8年 2月 10日	
支 出 金 額	12,500 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	12月議会報告配布代 2500枚×5円=12,500円	
支出の相手	尼寺省吾	
支出年月日	令和 8年 2月 10日	
備 考		

領 収 証

No. _____

共産党鳥栖市議団 様

R8年 2 月 10 日

★ ¥ 12,500 -

但 12月議会報告配付代 2500枚×5円

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

鳥栖市 [REDACTED]
尾寺省吾

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8年 2月 10日	
支 出 金 額	2,500 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等購入の場合はその目的)	12月議会報告配布代 500枚×5円=2,500円	
支出の相手	古澤正明	
支出年月日	令和 8年 3月 1日	
備 考		

領 収 証

No. _____

共産党鳥栖市議員

様

1988年3月 / 日

★ ￥25000^(A)

但 12月議会報告 西津代 51円×500枚

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥栖市

古澤 正明

様式第 1 号

No. 7

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8 年 2 月 10 日	
支 出 金 額	2,500 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	12月議会報告配布代 500枚×5円=2,500円	
支出の相手	末 美佐子	
支出年月日	令和 8 年 2 月 10 日	
備 考		

領 収 証

No. _____

日本共産党議員団

様

平成 28 年 2 月 10 日

★ ￥ 2,500-

但 12月議会報告会配付代 500枚×5円

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

島根県

末美佐子

様式第 1 号

No. 8

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8年 2月 10日	
支 出 金 額	5,000 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	12月議会報告配布代 1000枚×5円＝ 5,000円	
支出の相手	山崎達也	
支出年月日	令和 8年 2月 17日	
備 考		

領 収 証 日本共産党議員団 様 No. _____

金 額

¥5000.-

内 訳

現 金

小 切 手 /

手 形 /

但12月議会報告配布代1000X5円

R8年2月17日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

消費税額等(%)

収入印紙

鳥井 昭平
山崎 幸也

登録番号

GR266325

様式第 1 号

No. 9

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8 年 2 月 10 日	
支 出 金 額	6,000 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等購入の場合はその目的)	12月議会報告配布代 1000枚×6円＝6,000円	
支出の相手	全力疾走	
支出年月日	令和 8 年 2 月 16 日	
備 考		

領 収 証

共産党鳥栖市議員 様

No. _____

金 額

¥ 6 0 0 0

但

議会報告ポスティング代として(1,000枚×6用)
R8年 2月 16日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

税抜金額

消費税額(%)

〒841-0035 佐賀県鳥栖市儀徳町2650番地2

特定非営利活動法人 全力疾走

理事長 居 石 晋 弥

TEL/FAX 0942-50-8857

登録番号

GR267024

様式第 1 号

No. 10

政務活動費支出決定書

代表者	経理責任者
	

会 派 名	日本共産党議員団	
支 出 項 目	広報費	令和 7 年度
支出決定日	令和 8 年 2 月 10 日	
支 出 金 額	10,000 円	
支 出 内 訳 (図書、資料等 購入の場合はそ の目的)	12月議会報告配布代 2000枚×5円＝ 10,000円	
支出の相手	坂田茂之	
支出年月日	令和 8 年 2 月 11 日	
備 考		

日本共産党議員団 様

Keywords: child sexual abuse; disclosure; social support

[illegible]

手 形

但 12月議会報告配付式2,000枚×5円
R 8年2月11日 上記正に領収いたしました

消費稅額等(%)

高木師 [redacted]
 登錄番号 頃田茂之 [redacted]

收入印紙

登録番号